



きな要因として挙げられるでしょう。そもそも借地権は法律で規定された権利で、資産の一つ。借地権の価値は地主が持つ底地権よりも高いことを知らない人も多いのではないか?しかし、一般に土地に占める借地権割合は60~70%。仮に底地の価格が1000万円なら、借地権の価格は600万~700万円になるわけだ。借地権について理解していないと、不当に安い価格や無償で返してしまったケースもあるというから注意したい。

専門家がチームを組みワンストップで支援

では、住む予定のない借地権付き建物を相続した場合はどうすればいいのか。一つは、借地権を地主に買い取つてもらう方法。二つ目は、第三者に借地権を売却する方法。そして三つ目は、地主の底地権を買い取つて売却する方法です。地主に借地権を適正価格で買い取つてもすればいいのです。

「三つの方法があります。一つは、借地権を地主に買い取つてもらう方法。二つ目は、第三者に借地権を売却する方法。そして三つ目は、地主の底地権を買い取つて売却する方法です。地主に借地権を適正価格で買い取つてもすればいいのです」



エルピス総合法律事務所
塙谷昌則弁護士

る場合は、必ずと言つていいほど承諾を得られない、譲渡承諾料が高過ぎるといった問題が出てきます」

地主の承諾が得られない場合は、裁判所に申し立てれば、地主の許可がなくとも適法に第三者に借地権を譲渡することができます。同社では、こうした法的な対応や売買契約、物件の査定、トラブル解決や売却までワンストップで支援している。借地権各分野の専門家がチームを組み、トランクで支援している。借地権や共有名義不動産に詳しい塙谷昌則弁護士や後藤ちひろ弁護士が加わることもあるという。

「借地人が抱えるトラブルの解決方法やそのメリット・デメリット、法的リスクなどを事前にアドバイスしています。また、地主との交渉や売買契約、譲渡方法などについても、必

要に応じて私たちがサポートします」(塙谷弁護士)

買い手が少ないといわれる借地権だが、同社ではどのように売却を仲介しているのだろうか。『センチュリー21加盟店の情報網』を使って借地権の買い手となる投資家を募り、独自のネットワーク(会員制)を築いているのが当社の強みです。さらに、最も高い価格を付けた投資家に入札方式(ポスティングシステム)を導入、価格競争によって売却することができます。通常は2週間以内に投資家が見つかります」と松原社長は語る。

「借地権を買う投資家の目的は、その土地にアパートやマンションを建てて家賃収入を得ること。地主に地代や建替え承諾料などのコストを払つても採算が合うという計算の下、借地権に投資するわけだ。借地権を売却す

問い合わせ先
センチュリー21
株式会社中央プロパティー
〒103-0028
東京都中央区八重洲1-7-7
吉川ビル2階
TEL: 0120-244-021
<https://century21-sell.jp/>



センチュリー21 中央プロパティー

「借地権」に関する悩みを専門家によるアドバイスと売却仲介で早期に解決

相続や売却の際にトラブルになりやすい「借地権」。その悩みを専門家によるアドバイスと売却仲介で早期に解決しているのが、センチュリー21 中央プロパティーだ。業界で唯一、借地権をより高く売るための「入札方式」を導入している。地主との交渉や売買契約などの際、弁護士のサポートが受けられるのも心強い。



売却できる

借地権は第三者に

借地権とは「地主から借りた土地に、自分名義の建物を建て所有する権利(地上権または土地の賃借権)」のこと。借地権を持っている人を「借地人」、借地権を設定している地主を「底地人(底地権者)」といい、借地人は土地を借りる対価として底地人に地代を払っている。つまり、借地権付き建物を相続



センチュリー21
中央プロパティー
松原昌洙
代表取締役

したら、自分が住まなくても地代を払い続けなければならない。そこで「なるべく早く処分したい」と多くの人が考えるが、借地権を第三者に譲渡するためには地主の承諾と譲渡承諾料が必要になる他、借地権は通常の不動産に比べて評価が難しく、

こうした借地権に関する悩みを専門家によるアドバイスと売却仲介で解決しているのが、センチュリー21 中央プロパティーだ。借地権や共有名義(共有持分)など特殊な不動産の売買を専門的に取り扱う数少ない不動産仲介会社で、豊富な実績を持つている。同社の松原昌洙代表取締役は、借地権に関するトラブルが増えている理由を次のように話す。

「借地権に対する知識不足が大

権利調整が難しい借地権は、トラブルになりやすい

1 不要なので売却したいが、地主の承諾が得られない

2 建て替えを検討したが、地主の承諾が得られない

3 地主から更地にして返還してほしいと言われたが、費用がかかる

4 地主から地代の値上げや高額な更新料を要求された

5 孫の代になる前に借地権を売却し、整理しておきたい

「実家を相続したが、住まないで売ろうとしたら、借地権が付いていて地主の承諾が得られなかつた」「借地権を早く手放したいが、なかなか売れないしてほしいと言ってきた」「地主が土地を更地にして返還したいが、なかなか売れない」と、近年、相続した「借地権」を巡ってこうした悩みが増えている。